

平成 21 年 9 月 15 日
消費者庁

消費者情報ダイヤルの受付件数
(平成 21 年 9 月 1~11 日分)

ダイヤル受付総数 1 3 9 9 件

うち 一般的内容 (相談・苦情、提案含む)	1 1 2 0 件
法解釈	1 7 8 件
情報提供	2 4 7 件

※ 1 件の受付で複数の内容を含むことがあるため、内訳の合計は受付総数を上回ることがある。

(参考) 情報提供のうち主な内容

安全	食品のカビ、食品への異物混入、食品の外観異常、入浴用機器 (漏電)、製氷機 (打撲)、充電式電灯 (爪の剥離)、プラズマテレビ (火花)、収納チェア (打撲)、保冷剤 (警告表示)、歯磨き粉 (ただれ)、扇風機 (羽根の破損、発煙)、オートバイ (火災)、自転車 (骨折)、リチウムイオンバッテリー (火傷)、備え付け棚の落下 (打撲)、店舗設備の安全性、石膏ボード (有毒ガス)、駅構内の傾斜 (転倒)、住宅の安全性、プールの塩素の高濃度、砥石 (爪の剥離)、ライター (発煙)、歩行器 (剥離骨折)、ガスレンジ (火災)、プリンター (発熱)、ミシン (発煙)、飲料 (瓶の破裂)
取引	連鎖販売、不当請求、不当勧誘、解約トラブル、その他契約をめぐるトラブル、処分業者の別名称による事業、架空取引、会員規約の一方的な変更
表示	効能効果表示、誇大広告、おとり広告、内容量不足、その他優良・有利誤認表示

(注) 上記の情報は、消費者等から聞き取った内容であり、事実関係について確認されたものではない。

【消費者情報ダイヤルとは】

消費者庁が設置する消費者向けの総合的対応窓口 (電話番号は 03-3507-9999)。消費者庁の発足 (9 月 1 日) と同時に開設し、①消費者からの一般的な問い合わせ、②消費者庁が所管する法律の解釈に関する問い合わせ、にお答えするとともに、③消費者からの情報提供を受け付けている。消費者から寄せられた情報は、消費者庁内はもとより関係省庁間で共有し活用することとしている。

本件問い合わせ先
消費者庁消費者情報課
電話 03-3507-9177
植田、黒木、松田